

消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会資料

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

学校における消費者教育の推進について

消費者庁 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」

Ⅲ 消費者教育の推進の内容に関する事項

1 様々な場における消費者教育

(1) 学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）

平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会の答申を受け、平成 29 年 3 月に小・中学校の学習指導要領が、平成 29 年 4 月に特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領が改訂された。

今回の改訂は、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積をいかし、子供たちが未来社会を切り拓くために必要となる資質・能力を一層確実に育成することを目指すものである。子供たちの現状・課題を踏まえ、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する改訂前の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力等を育成していくこととしている。

今回改訂された小・中学校の学習指導要領においては、社会科、家庭科、技術・家庭科などで改訂前の規定に加え、消費者教育に関する内容を充実した。また、今回改訂された特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領においては、社会科、生活科、職業・家庭科などにおいて、消費者教育に関する内容を充実した。令和 4 年度から改訂される高等学校学習指導要領においては、公民科では自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む共通必履修科目としての「公共」の設置や、家庭科では消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成の充実について示されている。

今後、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育が行われるように努めていく。これらを通じて、学校においては、教育活動の全体を通じて、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育を推進する。

2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

(1) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員

学校の教職員には、消費者教育の推進役としての役割がある。改訂された学習指導要領を確実に教育現場に反映させ、知識を得るのみではなく、日常生活の中でそれを実践することができる重要な能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教職員の指導力の向上を図ることが必要である。（略）

特に、現職教員研修は、消費者行政部局や消費生活センター等と連携することにより、一層効果的に実施できると考えられる。そのため、独立行政法人国民生活センター等で実施されている教員向け研修等を活用するとともに、必要に応じてプログラムの改善を提案し、現職教員の消費者教育の指導力向上に資する方策を推進する。

平成 25 年 6 月 28 日閣議決定（平成 30 年 3 月 20 日変更）

1 教職員研修

改訂された学習指導要領を確実に教育現場に反映させ、知識を得るのみではなく、日常生活の中でそれを実践することができる重要な能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するために、教職員の指導力の向上を図ることとする。

- (1) 小学校・中学校教育課程研究協議会
- (2) 長野県高等学校教育課程研究協議会
- (3) 長野県総合教育センター 講座 家庭科授業における消費者教育
- (4) 実践事例報告研修会（小・中・特）

2 関係課・機関との連携

消費者行政部局や消費生活センター等と連携することにより、一層効果的に実施できると考えられる。現職教員の消費者教育の指導力向上に資する方策を推進する。

- (1) くらし安全・消費生活課
 - ・消費者教育推進のための講師派遣事業の実施 市町村教育委員会・小中学校へ周知
- (2) 長野県金融広報委員会
 - ①金融教育研究校研究推進校募集 令和3年度研究指定校 計5校
 - ・小 学 校 1 校 上田市立神川小学校
 - ・中 学 校 2 校 原村立原中学校 中野市立高社中学校
 - ・高等学校 2 校 長野県赤穂高等学校 長野県諏訪実業高等学校（定時制）

3 その他

○消費者庁「社会への扉」の活用を促進

「社会への扉」は、成年年齢の引下げの動きも踏まえ、自立した消費者を育成するとともに、消費者が主役の社会の一人として行動できるような消費者になることを目指した教材であるので、生徒用教材を効果的に活用するために、教師用解説書を合わせて学校現場における活用を促す。

なお、生徒用教材は、主として高校生を対象とした消費者教育の教材であるが、適切な指導のもとに、若年者を中心に幅広い世代で活用を促す。